

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年3月30日
【会社名】	クリヤマホールディングス株式会社
【英訳名】	KURIYAMA HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 芦田 敏之
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島1丁目12番4号
【電話番号】	06(6305)2871
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 二見 毅
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区西中島1丁目12番4号
【電話番号】	06(6305)5721
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 二見 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年3月24日開催の当社第76回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

イ 当社普通株式1株につき33円 総額354,444,453円

ロ 効力発生日

平成28年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設された。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、定款について以下のとおり変更を行う。

（1）監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設するとともに監査役会および監査役に関する規定の削除を行なう。

（2）取締役会は、法令に定める範囲内において、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨、規定の新設を行なう。

（3）責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができる旨、規程の変更を行う。なお、本変更について各監査役の同意を得ている。

（4）その他、条数の変更、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行なう。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）として、芦田敏之、Lester Kraska（レスター・クラスカ）、Terry Jackson（テリー・ジャクソン）、能勢広宣、西田昌弘、Thomas Hanyok（トーマス・ハニョック）、二見毅および元木雄三の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役として、宮地久人、泉本哲彌、松本邦雄および七山聖學の各氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、年額18,000万円以内と定める。なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の報酬額を、年額5,000万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	80,891	52	0	(注)1	可決 (98.51%)
第2号議案	80,859	84	0	(注)2	可決 (98.47%)
第3号議案					
芦田 敏之	80,649	294	0		可決 (98.21%)
Lester Kraska	80,789	154	0		可決 (98.38%)
Terry Jackson	80,789	154	0		可決 (98.38%)
能勢 広宣	80,789	154	0	(注)3	可決 (98.38%)
西田 昌弘	80,366	577	0		可決 (97.87%)
Thomas Hanyok	80,788	155	0		可決 (98.38%)
二見 毅	80,360	583	0		可決 (97.86%)
元木 雄三	80,362	581	0		可決 (97.86%)
第4号議案					
宮地 久人	80,787	156	0		可決 (98.38%)
泉本 哲彌	76,277	4,666	0	(注)3	可決 (92.89%)
松本 邦雄	80,332	611	0		可決 (97.83%)
七山 聖學	76,339	4,604	0		可決 (92.96%)
第5号議案	80,858	85	0	(注)1	可決 (98.47%)
第6号議案	80,420	523	0	(注)1	可決 (97.93%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上